

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月13日

【会社名】 株式会社ユニテッドアローズ

【英訳名】 UNITED ARROWS LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 竹田 光 広

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神宮前三丁目28番1号

【電話番号】 03(5785)6341

【事務連絡者氏名】 財務経理部部长 中 澤 健 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂八丁目1番19号

【電話番号】 03(5785)6341

【事務連絡者氏名】 財務経理部部长 中 澤 健 夫

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 151,108,035円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	43,863株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

##### (注) 1. 募集の目的及び理由

本募集は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)と株主の皆様との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、平成29年5月8日開催の取締役会及び平成29年6月22日開催の第28回定時株主総会において導入することが決議された譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を踏まえ、平成29年7月13日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として割当予定先である対象取締役に対して支給された金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることにより、自己株式の処分により交付されるものです。

また、当社は、割当予定先である対象取締役との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

##### 譲渡制限期間

平成29年7月31日から平成32年7月30日までの間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分(以下「譲渡等」といいます。)をしてはならないものといたします(以下「譲渡制限」といいます。)。なお、中長期的かつ持続的な企業価値の向上を図る観点から、譲渡制限期間を3年としております。

##### 業績達成による譲渡制限の解除

譲渡制限期間中、継続して、対象取締役が当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式について直近の事業年度に係る連結財務諸表の財務数値を用いた次の算式に基づき譲渡制限を解除いたします。なお、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。また、当社は、無償で取得した本割当株式について対象取締役に支払われた税控除後の配当金に相当する金額を、対象取締役に対して請求することができるものといたします。

- (i) 譲渡制限解除株式数( ) = 標準株式数 × 連結経常利益達成率( ) × ROE達成係数  
 : 譲渡制限解除株式数は上限を本割当株式数とし、下限を標準株式数の50%といたします。  
 : 連結経常利益達成率は、以下(v)で指標として定める標準目標(額)を100%、上限目標(額)を150%、下限目標(額)を50%と設定し、それぞれ標準目標(額)の達成又は未達の額の割合に応じて以下(iii)のとおり算出いたします。

$$(ii) \text{標準株式数} = \text{本割当株式数} \times \frac{100}{150}$$

$$(iii) \text{連結経常利益達成率}(\%) = \frac{\text{実績が標準目標以上の場合}}{\frac{50}{\text{上限目標} - \text{標準目標}}} \times \text{実績連結経常利益の標準目標超過額} + 100$$

$$\frac{\text{実績が標準目標未満の場合}}{100 - \frac{50}{\text{標準目標} - \text{下限目標}}} \times \text{実績連結経常利益の標準目標未達額}$$

##### (iv) ROE達成係数

ROE達成係数は、「UAグループ中期ビジョン」のROEに係る達成目標である「16%以上」を係数「1.0」として、当社内部で定めるROEに係る目標達成度合いに応じて、上限達成係数を「1.2」、下限達成係数を「0.8」の範囲で設定いたします。

##### (v) 連結経常利益達成率に関する指標

連結経常利益達成率は、「UAグループ中期ビジョン」の連結経常利益に係る達成目標である「年平均成長率8%」に相当する連結経常利益額を標準目標(額)とし、過去の業績の平均等から算出された上限目標(額)と下限目標(額)をそれぞれ当社内部にて設定いたします。

### 退任時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合を除き、当社は、その退任した時点をもって本割当株式の全部を当然に無償で取得いたします。また、当社は、無償で取得した本割当株式について対象取締役に支払われた税控除後の配当金に相当する金額を、対象取締役に對して請求することができるものといたします。対象取締役が正当な理由により退任した場合等には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期等は、本割当契約に基づき、対象取締役が退任した時点及びその時点での業績の達成度合いに応じて調整されます。

### 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して、当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期等は、本割当契約に基づき、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の時点及びその時点での業績の達成度合いに応じて調整されます。かかる場合において、当社は、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。また、当社は、無償で取得した本割当株式について対象取締役に支払われた税控除後の配当金に相当する金額を、対象取締役に對して請求することができるものといたします。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2 【株式募集の方法及び条件】

### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	43,863株	151,108,035	
一般募集			
計(総発行株式)	43,863株	151,108,035	

(注) 1. 本制度に基づき、対象取締役に割当て方法により行います。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 現物出資の目的とする財産は、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として対象取締役に支給された金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)
取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名	43,863株	151,108,035

### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
3,445		100株	平成29年7月24日～平成29年7月28日		平成29年7月31日

(注) 1. 本制度に基づき、対象取締役に割当て方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. また、本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として対象取締役に支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込はありません。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ユニテッドアローズ 総務法務部	東京都港区赤坂八丁目1番19号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

(注) 本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として対象取締役に支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	60,000	

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。  
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

## (2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として対象取締役に支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるものであり、金銭による払込みはありません。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第28期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) 平成29年6月23日関東財務局長に提出

#### 2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年7月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月26日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年7月13日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成29年7月13日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ユナイテッドアローズ 本店  
(東京都渋谷区神宮前三丁目28番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。